

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社高山精機
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 高山 知彦、高山 秀一
 - (3) 所在地：長野県飯田市羽場赤坂2020番地4

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
平成31年 2月 1日認定「認1805009401」「認1805009402」「認1805009403」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）の規定に基づき、令和2年9月11日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。